

2025年5月30日

各 位

会社名 フクダ電子株式会社
 代表者名 代表取締役社長 白井 大治郎
 (コード：6960、東証スタンダード市場)
 問合せ先 社長室 経営企画部
 (TEL. 03-5684-1558)

株式給付信託 (BBT) への追加拠出に伴う 第三者割当による自己株式の処分に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、下記のとおり、第三者割当による自己株式の処分（以下、「本自己株式処分」といいます。）を行うことについて決議いたしましたので、お知らせいたします。なお、本自己株式処分は、形式的には業績連動型株式報酬制度「株式給付信託 (BBT (=Board Benefit Trust))」（以下「本制度」といいます。）に関してみずほ信託銀行株式会社と締結している信託契約に基づいて設定されている信託（以下「本信託」といいます。）の信託受託者から再信託を受けた再信託受託者である株式会社日本カストディ銀行（信託E口）を割当先として行われるものですが、当社に対する役務提供の対価として当社の取締役（社外取締役を除きます。以下、断りがない限り、同じとします。）に対して株式を割り当てる場合と実質的に同一であります。

記

1. 処分の概要

| | |
|------------------|--|
| (1) 処 分 期 日 | 2025年6月16日(月) |
| (2) 処分する株式の種類及び数 | 普通株式119,800株 |
| (3) 処 分 価 額 | 1株につき金6,339円 |
| (4) 処 分 総 額 | 759,412,200円 |
| (5) 処 分 予 定 先 | 当社の取締役6名 119,800株(注1、2) |
| (6) そ の 他 | 本自己株式の処分については、金融商品取引法による有価証券届出書の効力発生を条件とします。 |

(注1) 本自己株式処分の形式的な処分予定先は、株式会社日本カストディ銀行（信託E口）であります。株式会社日本カストディ銀行（信託E口）は、当社とみずほ信託銀行株式会社との間で当社を委託者、みずほ信託銀行株式会社を受託者（再信託受託者を株式会社日本カストディ銀行）とする信託契約を締結することによって設定されている信託口であります。一方、本自己株式処分は、本制度に基づいて取締役へ給付するために行われるものであり、当社に対する役務提供の対価として取締役に対して株式を割り当てる場合と実質的に同一ですので、処分予定先には取締役を記載しております。

(注2) 取締役には、本制度に基づき、当社の業績達成度等により定まるポイントを付与し、一定の条件により受給権を取得したときに当該付与ポイントに相当する当社株式及び当社株式を時価で換算した金額相当の金銭（以下「当社株式等」といいます。）を給付します。したがって、上記株式数は最大数であり、実際に取締役に給付される当社株式等の数は、当社の業績達成度等により変動いたします。

2. 処分の目的及び理由

当社は、2016年6月29日開催の定時株主総会の決議に基づき、本制度を導入しております。その後、会社法の一部を改正する法律（令和元年法律第70号）が2021年3月1日に施行されたことに伴い、法令改正に伴う手続上の改定を2021年6月29日開催の第74回定時株主総会で決議し、また本制度の一部改訂を2024年6月27日開催の第77回定時株主総会で決議いたしました。

今般、当社は、本制度の継続に当たり、将来の給付に必要と見込まれる株式を本信託が取得するため、本信託に対する金銭の追加拠出（以下「追加信託」といいます。）を行うこと、並びに本制度の運営に当たって当社株式の保有及び処分を行うため株式会社日本カストディ銀行（本信託の受託者たるみずほ信託銀行株式会社から再信託を受けた再信託受託者）に設定されている信託E口に対し、第三者割当により自己株式を処分すること（本自己株式処分）を決定いたしました。なお、本自己株式処分は、形式的には株式会社日本カストディ銀行（信託E口）を割当先として行われるものですが、当社に対する役務提供の対価として取締役に対して株式を割り当てる場合と実質的に同一であります。

処分数量については、「役員株式給付規程」に基づき信託期間中に取締役に給付すると見込まれる株式数に相当するもの（2025年3月末日で終了した事業年度から2027年3月末日で終了する事業年度までの3事業年度分）であり、2025年3月31日現在の発行済株式総数37,747,300株に対し0.32%（2025年3月31日現在の総議決権個数290,537個に対する割合0.41%（いずれも小数点第3位を四捨五入））となります。当該処分数量は、「役員株式給付規程」に基づき、信託期間中に取締役に給付すると見込まれる株式数に相当するもの（2025年3月末日で終了した事業年度から2027年3月末日で終了する事業年度までの3事業年度分）であり、2024年6月27日開催の第77回定時株主総会で決議した本制度の目的に照らして、希薄化の規模は合理的であると判断しております。

【追加信託の概要】

| | |
|-----------|---------------------------------|
| 追加信託日 | 2025年6月16日 |
| 追加信託金額 | 759,412,200円 |
| 取得する株式の種類 | 当社普通株式 |
| 取得株式数 | 119,800株 |
| 株式の取得日 | 2025年6月16日 |
| 株式取得方法 | 当社の自己株式処分（本自己株式処分）を引き受ける方法により取得 |

3. 処分価額の算定根拠及びその具体的内容

処分価額につきましては、本自己株式処分の取締役会決議日の直前営業日までの1か月間（2025年4月30日から2025年5月29日まで）の東京証券取引所における当社普通株式の終値平均である6,339円（円未満切捨）といたしました。

取締役会決議日の直前営業日までの1か月間の終値平均を基準としたのは、特定の一時点を基準にするより、一定期間の平均株価という平準化された値を採用する方が、一時的な株価変動の影響など特殊要因を排除でき、算定根拠として客観性が高く合理的であると判断したためです。また、算定期間を直近1か月としたのは、直近3か月、直近6か月と比較して、直近のマーケットプライスに最も近い一定期間を採用することが合理的であると判断したためです。

なお処分価額6,339円については、取締役会決議日の直前営業日の終値6,620円に対して95.76%を乗じた額であり、取締役会決議日の直前営業日から遡る直近3か月間の終値平均6,293円（円未満切捨）に対して100.73%を乗じた額であり、さらに同直近6か月間の終値平均6,575円（円未満切捨）に対して96.41%を乗じた額となっております。上記を勘案した結果、本自己株式処分に係る処分価額は、特に有利なものとはいえず、合理的なものとして判断しております。

なお、上記処分価額につきましては、取締役会に出席した監査役3名（うち2名は社外監査役）が、特に有利な処分価額には該当しない旨の意見を表明しております。

4. 企業行動規範上の手続きに関する事項

本自己株式処分は、① 希薄化率が25%未満であること、② 支配株主の異動を伴うものではないことから、株式会社東京証券取引所の定める有価証券上場規程第432条に定める独立第三者からの意見入手及び株主の意思確認手続は要しません。

以 上